

○札幌市犯罪被害者等支援条例

令和 7 年 2 月 2 8 日 条例第 4 号

札幌市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 1 6 年法律第 1 6 1 号）第 3 条の基本理念にのっとり、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、基本的施策等を定めることにより、犯罪被害者等の個人としての尊厳の保持及び権利の保護を図るとともに、安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者 犯罪等により害を被った者をいう。
- (3) 犯罪被害者等 犯罪被害者及びその家族又は遺族（当該犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第 9 号アにおいて同じ。）をいう。
- (4) 市民等 市内に住所を有し、勤務し、若しくは在学する者又は市内で活動を行う団体をいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (7) 関係機関等 国、北海道その他本市以外の地方公共団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (8) 二次被害 犯罪被害者等が、周囲の者の配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度の取材及び報道等により受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的損失その他の被害をいう。
- (9) 再被害 次に掲げる害をいう。

ア 犯罪被害者が、加害者による当該犯罪被害者に対する別の犯罪等によって受ける害及び当該加害者による当該犯罪被害者の家族又は遺族（イにおいて「犯罪被害者家族等」という。）に対する別の犯罪等によって受ける精神的な苦痛、心身の不調、経済的損失その他の被害

イ 犯罪被害者家族等が、当該犯罪被害者に係る加害者による当該犯罪被害者家族等に対する別の犯罪等によって受ける害及び当該加害者による当該犯罪被害者に対する別の犯罪等によって受ける精神的な苦痛、心身の不調、経済的損失その他の被害

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう、配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、途切れることなく行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、二次被害及び再被害の発生の防止に留意して行われなければならない。

4 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、市、市民等、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進するものとする。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための具体的な施策（以下「犯罪被害者等支援施策」という。）を策定し、実施しなければならない。

2 市は、犯罪被害者等支援施策の実施に当たっては、関係機関等と連携し、及び協力してこれを行わなければならない。

（市民等及び事業者の責務）

第5条 市民等及び事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活

の平穩を害することのないよう十分に配慮するよう努めなければならない。

- 2 市民等及び事業者は、市が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分に配慮するよう努めなければならない。

（犯罪被害者等の支援に関する計画）

第6条 市は、犯罪被害者等支援施策を計画的に推進するための計画を策定するものとする。

- 2 市長は、前項の計画を策定するに当たっては、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する条例（平成21年条例第17号）第12条第1項に規定する札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会の意見を聴かななければならない。

（相談及び情報の提供等）

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等によって直面している各般の問題について相談に応じ、適宜関係機関等との連絡調整及び市の関係部局間の連携を図った上で、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

- 2 市は、前項の相談に応じて必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

（経済的負担の軽減）

第8条 市は、犯罪被害者等が犯罪等によって受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、給付金の支給その他の必要な支援を行うものとする。

（民間支援団体への支援）

第9条 市は、基本理念にのっとり行われる活動の促進を図るため、民間支援団体に対し、市が実施する犯罪被害者等支援施策に係る情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発等)

第10条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次被害及び再被害の発生の防止の重要性等について市民等及び事業者の理解を深めるための広報及び啓発を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等について必要な施策を講ずるものとする。

(意見等の反映)

第11条 市は、犯罪被害者等の支援に当たっては、犯罪被害者等、有識者その他市民等からの意見、要望等を把握し、犯罪被害者等支援施策に反映させるよう努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2 (省略)

○仙台市犯罪被害者等支援条例

令和六年一〇月四日

仙台市条例第三七号

(目的)

第一条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援について、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、当該支援のための施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び早期回復を図り、もって市民の誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- 三 市民等 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で活動を行う団体をいう。
- 四 事業者 市内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う者をいう。
- 五 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- 六 関係機関等 国、宮城県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- 七 二次被害 犯罪等による直接的な害を被った後に、周囲の者の配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取材及び報道等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的損失その他の被害をいう。
- 八 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。

(基本理念)

第三条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、十分に配慮して行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、地域社会で安心して暮らすことができるよう、適切に途切れることなく行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、迅速かつ公正に行われるとともに、犯罪被害者等にとって利用しやすいものでなければならない。
- 4 犯罪被害者等の支援は、二次被害及び再被害の発生の防止に十分に配慮して行われなければならない。
- 5 犯罪被害者等の支援は、市、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(市の責務)

第四条 市は、前条に定める基本理念（次条及び第六条において「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民等の責務)

第五条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次被害を生じさせ、又は犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように十分に配慮するよう努めるとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては二次被害を生じさせないように十分に配慮するよう努めるとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の就労その他その犯罪等による被害に関し事業者に求められる手続等について十分に配慮するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第七条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等に起因して直面する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との相互連携による支援を行うものとする。

- 2 市は、前項の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(日常生活等の支援)

第八条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、次に掲げる施策を行うものとする。

- 一 犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るため、一時的な生活資金の助成その他必要な支援を行うこと
- 二 犯罪等による精神的な被害を早期に軽減し、又は回復するため、必要な支援を行うこと
- 三 犯罪等により家事等を行うことが困難となった場合に、日常生活を円滑に営むため、家事に係る支援その他必要な支援を行うこと
- 四 犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった場合に、居住の安定を図るため、転居に要する費用の助成その他必要な支援を行うこと
- 五 犯罪等により就労及び勤務に配慮が必要となった場合に、雇用の安定を図るため、その雇用する者が犯罪被害者等になったときの勤務への配慮の必要性について事業者の理解を深めるための措置その他必要な支援を行うこと

(市内に住所を有しない犯罪等による被害者の支援)

第九条 市は、市内に住所を有しない者が市内で発生した犯罪等により害を被ったときは、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、当該害を被った者に対し、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(市民等及び事業者の理解の促進)

第十条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次被害及び再被害の発生を防止することの重要性等について市民等及び事業者の理解を深め、犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされるよう、広報その他の啓発活動を行うものとする。

(人材の育成)

第十一条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を迅速かつ適切に行う人材を育成するための研修の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体への支援)

第十二条 市は、犯罪被害者等の支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るために必要な情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(意見等の反映)

第十三条 市は、犯罪被害者等の支援に当たっては、犯罪被害者等、犯罪被害者等の支援に関し識見を有する者及び市民等からの犯罪被害者等の支援に関する意見、要望等を把握し、

施策に反映させるよう努めるものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第十四条 市は、犯罪被害者等が当該犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。